

議案第36号説明資料

令和3年6月1日

大磯町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を  
4分の1以上とすることの同意について

---

資料

---

趣旨・・ 1

農業委員会委員の任命要件・・ 1

農業委員会委員の応募結果・・ 1

農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について

## 1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めるものです。

※準ずる者とは、元認定農業者、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者になります。

## 2 農業委員会委員の任命要件

- (1) 認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。（法第8条第5項）
- (2) 中立的立場の者を1名以上入れなければならない。（法第8条第6項）
- (3) 女性や青年を積極的に登用する。（法第8条第7項）

## 3 農業委員会委員の応募結果

令和3年3月1日（月）から令和3年4月26日（月）まで募集を行い、定数14名に対して14名の応募がありました。14名のうち認定農業者が3名、元認定農業者が1名でした。